

東日本大震災**じちろうNEWS**

発行所

自治労地震対策本部

東京都千代田区六番町 1

TEL 03-3263-0262

FAX 03-5210-7422

3月11日に発生した地震により、被害を受けた全ての皆さまに心からお見舞い申し上げます。自治労は今回の未曾有の大災害に対し、3月30日に決定した「自治労復興支援活動計画」に基づき4月11日から被災地支援行動を行っており、すでに第9グループまでの約2700人(延べ18500人)が現地支援を行っています。6月5日以降は、派遣する支援組合員を現在の1グループ275人から112人に縮小して、派遣期間を7月10日(日)まで5週間延長することとしました。現在第11グループ・113人(6月19日～6月25日)が活動しています。被災地の復旧・復興に向け引き続きの支援をお願いします。

大震災復旧・復興事業を公契約で

連合は6月13日「組織の社会的責任と公契約シンポジウム」―「希望と安心の社会」のための仕組みづくり―を開催した。その中で、東日本大震災の復旧・復興事業を巡って、古川景一弁護士は大震災復旧・復興事業を公契約の特区事業としてやるべきだと提言した。

古川弁護士コメント

当面の喫緊の課題として、東日本大震災の復旧・復興事業を巡る問題がある。従来のように、予算上の労賃部分のピンハネ、及び、公契約受注者や上位下請企業の所在地(その大半は施工場所の外の大都市)への資金環流を容認するのか、それとも末端就労者に設計労務単価に見合う労賃が届くようにして、地元消費を喚起し、地域経済の復興を図るのか、政治的・政策的判断が求められている。震災後のがれき撤去作業に関して、予算上は1日1万円以上の日当が計上されている筈であるのに、これがほぼそのまま就労者に支払われている地域と5千数百円程度しか支払われていない地域があるとの報告が既に政党や労働組合に少なからず寄せられている。予算上の労賃部分のピンハネ防止は喫緊の課題である。場合によっては、対象を東日本大震災の復旧・復興工事だけに限定し、かつ、期間を限定した時限立法としてでも、設計労務単価に見合う賃金を就労者に行き渡らせる立法措置が検討されるべきである。



被災地復興支援ビジネス・コンペ募集中ーふるさと回帰支援センター

ふるさと回帰支援センターは、被災地域での6次産業での再起を支援する「被災地復興支援ビジネス・コンペ」を実施中だ。7月4日から応募開始で締め切りは8月17日。問い合わせは、NPOふるさと回帰支援センターまでお願いします。

【問合せ先】 TEL : 03-3543-0333 URL : <http://www.furusatokigyo.net/nouroku/incubation/fukkoBPC/>